



2021年12月24日

各位

会社名 株式会社 EduLab
代表者名 代表取締役社長 兼 CEO 廣實 学
(コード 4427 東証第一部)
問合せ先 取締役 CFO 関 伸彦
(TEL. 03-6625-7710)

特別調査委員会の追加調査継続に関するお知らせ

当社は、2021年8月2日付「特別調査委員会の設置に関するお知らせ」、同年同月13日付「2021年9月期第3四半期報告書の提出期限の延長に係る承認申請書提出に関するお知らせ」、及び同年9月16日付「2021年9月期第3四半期報告書の提出期限の延長(再延長)に係る承認申請書提出に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社及び当社の連結子会社である株式会社教育測定研究所(以下「教育測定研究所」といいます。)の行った特定の顧客との間の一部取引について、特別調査委員会を設置し一連の経緯や価格の妥当性を踏まえて経済合理性を調査するとともに、別の疑義が検出された取引について、売上計上に関する事実関係及び他の財務数値への影響について調査を実施してまいりました。

また、当社は、2021年10月15日付「特別調査委員会の(中間)報告書受領及び追加調査継続に関するお知らせ」、及び同日付「2021年9月期第3四半期決算短信の公表、2021年9月期第3四半期報告書の提出、過年度の有価証券報告書・決算短信等の訂正および子会社の異動に関するお知らせ」等にてお知らせしましたとおり、特別調査委員会の中間報告における指摘を踏まえて、上記の取引について会計処理を修正するとともに、新たに有限責任あずさ監査法人(以下「あずさ監査法人」といいます。)から指摘を受けた教育測定研究所の売上高の実在性及び期間帰属の根拠となる証拠の信頼性に疑義がある複数取引(以下「新規事象」といいます。)についても、特別調査委員会に調査を委嘱するとともに、当該時点において当社として必要と判断した限りにおいて自主的に会計処理を修正し、2021年10月15日、2021年9月期第2四半期までの開示情報について過年度の財務諸表等の訂正を行うとともに2021年9月期第3四半期報告書を提出しましたが、これらに含まれる財務諸表等に対する監査報告書等が限定付適正意見、意見不表明又は結論不表明となりました。

新規事象の調査に際しては、当社は、これらの状況を踏まえて、内部統制の一環として、業務提携先等との間の一定規模以上の取引等を中心として個別取引約180件の会計処理について自主点検を進めることとし、特別調査委員会ではデジタル・フォレンジックや会計情報分析等の手法により類似事案を抽出して調査を進めてまいりました。当社は、自主点検を進める中で、新たに複数の取引の売上計上等に関し、過年度の会計処理を訂正する必要又はその可能性があることを認識しました。当社としては、自主点検を進め、当社の過年度の会計処理に係る調査を完遂し、当社のガバナンス体制及び内部統制の体制を早期に再構築しようと考えております。そのためにも、これらの取引のうち、会計処理の訂正範囲に与える影響が大きい類型のもの及び質的に重要な可能性があるもの(以下「新規追加取引」といいます。)については、会計処理の訂正内容及び原因究明について、自主点検のみによるのではなく、専門的かつ客観的な調査が必要であると判断しました。

そこで、当社は、本日、取締役会において、新規追加取引に関しましても、特別調査委員会に追加で調査を委嘱することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主・投資家をはじめ関係者の皆様には、ご迷惑とご心配をお掛けしますこととお詫び申し上げます。

記

1. 特別調査委員会の調査範囲の拡大

当社は、特別調査委員会に対し、新規追加取引についても調査を委嘱することを決定いたしました。

新規追加取引としては、①取引量の多い特定取引先から受託した多数のシステム開発に関する受託案件についてのソフトウェア資産計上の妥当性や収益の期間帰属の妥当性の確認を要する取引として、類型別に代表的な取引3件、及び、②深度ある原因分析を要するものとして、当社のプラットフォーム事業に関する特定の業務提携先等との取引1件を抽出しております。

2. 今後の対応方針

特別調査委員会の調査範囲が拡大する場合、当社は、特別調査委員会の調査報告書を2021年12月下旬に受領することが難しく、当該調査報告書及び自主点結果を踏まえた2021年9月期有価証券報告書の財務諸表に係る、当社会計監査人であるあずさ監査法人による監査手続が、金融商品取引法第24条第1項の提出期限である2022年1月4日までに完了しないと認識しております。そのため、大変遺憾ながら、金融商品取引法第24条第1項の提出期限までに2021年9月期有価証券報告書を提出できないことも見込まれることから、企業内容等の開示に関する内閣府令第15条の2第1項に基づき、関東財務局に対して、当該有価証券報告書の提出期限の延長について、承認申請を行うことを検討しております。

当社は、特別調査委員会に新規追加取引の調査と並行して自主点検を継続して実施し、新規追加取引に関する調査を含む特別調査委員会の最終的な調査結果及び自主点検の結果を踏まえて、会計処理に疑義のある取引の実態を解明し、2021年9月期決算発表等を行う所存です。

3. 今後の予定

特別調査委員会の報告書の受領時期につきましては、現時点で未定ですが、受領次第、速やかにお知らせいたします。また、当社による自主点検の結果も併せてお知らせいたします。

また、2022年1月4日に提出を予定しておりました2021年9月期有価証券報告書は、その提出期限の延長申請を行うことを検討しております。

以 上